

令和2年度札幌市保育士等実態調査業務
に関する企画提案仕様書

令和2年8月
札幌市子ども未来局支援制度担当部

1 業務名

令和2年度 札幌市保育士等実態調査業務

2 業務概要

札幌市の保育人材確保策を進めるに当たり、札幌市内の認可保育所及び幼稚園等における保育士及び保育教諭等の施設職員に関して、在籍人数や給与、就労期間、定員充足に対する不足数、さらには養成校の卒業生の就職先等について調査を実施する。

3 業務のねらい

これらの調査を定期的に継続実施することで、保育人材確保策の効果等に関して統計的に分析等を行うことにより、中期的な人材確保策の企画立案等に繋げることを目的とする。

4 契約期間

契約日から令和3年3月31日

5 業務範囲

札幌市内の認可保育所等及び幼稚園に在籍する保育士及び保育教諭や保育士養成校の卒業生の進路に関して、下記6の調査項目等を調査するに当たり、以下の業務。

(1) 調査・回収方法の企画立案、調査票の作成

調査票の作成にあたっては、統計的な分析が行えるように配慮すること。なお、昨年度の調査票については札幌市より貸与するため参考にすること。

(2) 調査の実施

(3) 調査の集計、集計結果の分析・統計

令和元年度調査結果も反映させたものとする。なお、令和元年度調査結果については、札幌市よりWordファイルにて貸与する。

(4) 集計・分析結果等の作成・納品（報告書・概要版の2種類）

概要版に関しては、紙媒体で作成のうえ、市内の認可保育所等（約600施設）、市内及び近郊の養成校（約20校）に対し納品するほか、子ども未来局に80部納品すること。なお、納品方法について特段の指定はないが、納品にかかる費用については受託者の負担とする。

(5) その他、調査対象施設からの問合せなど（1）～（4）に属さないが当該調査に関連する業務

年	月	内容
R2	10	(1) 調査・回収方法の企画立案、調査票の作成
	11	(2) 調査の実施
	12	(3) 調査の集計、集計結果の分析・統計 (校正等)
R3	1	(3) 調査の集計、集計結果の分析・統計 (校正等)
	2	(4) 集計・分析結果等の作成・納品
	3	(調査対象施設に対する集計・分析結果等の納品)

6 調査項目等

項目	対象施設	対象数※1	調査対象期間等
給与※2	市内の認可保育所等 及び幼稚園 (R2.4.1時点で開設している施設)	約 600 施設	R 元年度実績
在職期間			R2.4.1 時点実績
在籍人数			
定員割れ不足数			
養成校卒業生進路	市内及び近郊の養成校	約 20 校	R2.4.1 時点実績

※1 対象施設一覧は札幌市が作成し、受託者へ excel ファイルにて貸与する。

※2 厚労省の賃金構造基本統計調査項目に準じる。

7 業務費用

4,500 千円を上限とし（消費税及び地方消費税の額を含む。）契約金額は別途決定する。

8 業務体制

受託者は、業務全体を統括し札幌市と連絡・調整等を行う者を 1 名配置すること。

9 備品等

受託者の負担において確保すること。

10 情報の管理について

受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して業務を行うこと。

11 業務上のその他の留意事項

受託者は、契約締結後から業務開始までの間に、運営方法等について札幌市と十分に協議し、業務開始日から円滑に運営できるよう努めること。

また、業務にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮すること。

12 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

13 その他

- (1) 本業務により得られたデータ及び成果品の権利は、札幌市に帰属するものとし、

札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

- (2) 本業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
また、札幌市から協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。
- (3) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (5) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

14 本件に係る問い合わせ先

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課

担当：長能（ナガノ）・岡田

電話：211-2346

E-mail：hoiku-suishin@city.sapporo.jp